

## —目 次—

1. 設置の趣旨及び必要性
  - (1) 本学における設置を目指すに至った経緯
  - (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程設置の意義
  - (3) 薬学研究科薬学専攻博士課程の研究教育目標
  - (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程はどのような人材を育成するのか
  - (5) 入学状況と学生確保の見通し
2. 課程の構想
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称
  - (1) 研究科、専攻の名称
  - (2) 学位の名称
4. 教育課程の編成の考え方及び特色
  - (1) 基礎となる学部教育について
  - (2) 教育課程編成方針
  - (3) 教育課程編成の考え方及び特色
  - (4) 教育課程における教育研究内容
  - (5) 授業科目に対する単位数の考え方
  - (6) 成績評価方法及び基準
5. 教員組織の編成の考え方及び特色
  - (1) 教員組織の配置の考え方
  - (2) 教育課程と教員組織との係わり
  - (3) 教員の年齢構成
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件
  - (1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法
  - (2) 授業の実施方法
  - (3) 修了要件
  - (4) 学位授与基準及び論文審査基準
  - (5) 研究の倫理審査体制
7. 施設・設備の整備計画
  - (1) 講義室・研究室等
  - (2) 実験施設・設備等
  - (3) 附属図書館薬学部分館の使用状況
8. 既設の学部との関係
9. 入学者選抜の概要
  - (1) 入学者選抜方法及び選抜体制
10. 管理運営
11. 自己点検・評価
  - (1) 自己点検・評価に係る委員会等の設置及び取組みについて
  - (2) 自己点検・評価の結果の本学等の職員以外の者による検証について
  - (3) 新たな自己点検・評価システムの導入
  - (4) 研究科としての実施体制
12. 情報の公表
  - (1) 実施方法・情報提供項目
13. 教員の資質の維持向上の方策
  - (1) FD活動の推進
  - (2) 研究科としての取組み

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### (1) 本学における設置を目指すに至った経緯

#### 1) 本学の沿革

名城大学は、学校法人名城大学によって、昭和 24 年に新学制に基づき、第一商学部が設置認可されて以来、常に社会のニーズに応える学部・学科及び大学院の増設整備の推進を念頭に置き、法学、経営学、経済学、理工学、農学、薬学、都市情報学、人間学等の各学問領域において、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」との立学の精神に基づき、総合大学として整備充実を図ってきました。平成 23 年 4 月時点においては、8 学部及び 11 研究科を有する中部地区を代表する文理融合型総合大学として、16 万名超の卒業生を社会に送り出し、今日に至っています。

#### 2) 本学の施策

本学では、「厳しい環境を乗り切るために不可欠な要因は、法人と教学がともにその役割を果たしながら、双方の有機的連携の結果として生み出す基本戦略の確立にある。」との観点から、教育機関においても基本戦略が必要との認識を持ち、平成15年度から約1年半の歳月をかけて、「学校法人名城大学の基本戦略（通称:MS-15/Meijo - Strategy - 2015）」を立案しました。現在では、「名城育ちの達人を社会に送り出す」というミッション・ステートメントを果たすべく、MS-15で掲げた長期ビジョンである「日本屈指の文理融合型総合大学となる」ことを目指して、組織的行動はもとより、構成員一人ひとりが本学の目指す姿を確認しながら、日々努力を重ねています【資料 1】。

大学院においては、MS-15 で掲げた「研究の充実」のドメインのもとに、教育研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図ることを基本目標として、「大学院の教育研究の質保証」及び「大学院教育拠点の強化」を行動目標としています。

### 3) 薬学研究科薬学専攻博士課程設置の背景

#### 《薬学部の沿革》

本薬学部は昭和 29 年(1954) 4 月に第 1 回生の入学生を迎えて以来、57 年の長きにわたり、卒業生 1 万 3 千人余りを輩出し、東海地区における薬学教育を先導してきました。学部開設当初は薬学科のみでしたが、昭和 40 年に薬学科、製薬学科の 2 学科体制とし、薬剤師教育に加えて、創薬にも対応できる教育体制を整えました。さらに平成 8 年 4 月には社会的背景を踏まえ、将来、医療現場で働く薬剤師の養成を目指した医療薬学科と、薬学の伝統である有機化学を基礎とする創薬研究開発、保健・環境衛生に携わる人材養成を目的とした薬学科の 2 学科に改組しました。その後、医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴う医薬品の安全使用といった社会的要請に応えるために、医療の担い手として、質の高い薬剤師を養成する時代を迎え、平成 18 年度から薬学教育 6 年制へと転換し、薬学科（入学定員 250 名）に再編し、これまでの教育・研究実績を基盤として、臨床薬剤師の養成に係わる教育を根底としつつ、薬学の幅広い知識と技術を修得するための教育・研究を進めています。

## 《薬学研究科の沿革》

本薬学研究科は、昭和 41 年 4 月に薬学専攻修士課程を設置して以来、昭和 46 年には全国私立薬科系大学で 3 番目となる大学院薬学研究科薬学専攻博士後期課程を設置し、修士課程においては、892 名、博士課程においては、119 名（課程博士 26 名、論文博士 93 名）に対して学位を授与し、高度な薬学教育研究を展開してきました。

その流れにおいては、早くから臨床薬学教育の重要性・必要性を認識し、昭和 50 年には 1 年課程の専攻科「薬学専攻科」を開設し、薬剤師の調剤技能の向上とともに、薬剤師の臨床現場での能力を養成する教育を推進してきました。

その後、平成 8 年 4 月、薬剤師の臨床現場での活躍が期待されるなか、学部組織を薬学科と製薬学科から、医療薬学科と薬学科に改組したことに合わせて、本薬学研究科薬学専攻修士課程においても、医療薬学専攻と薬学専攻に改組しました。

続いて、平成 15 年 4 月、臨床薬剤師養成を目的に教育を行ってきた薬学専攻科では、より高度な薬学知識が必要と考え、更なるレベルアップを旨に、薬学研究科薬学専攻修士課程を改組して、臨床薬学専攻と生命薬学専攻を設置し、臨床薬学専攻には臨床技能コースと病態解析コースの 2 コースを導入しました。

この薬学研究科臨床薬学専攻修士課程は、より高度な薬学専門知識と実践的臨床技術と技能を兼ね備えた薬剤師の養成や臨床における研究者の養成を目的として、先の薬学専攻科を臨床技能コースとして取り込んだ組織としました。臨床薬学専攻の臨床技能コースは、大学病院医局で医師の指導による長期研修を取り入れ、医療人として質の高い臨床薬剤師養成を目的として、医師の指導による臨床技能（知識、技能、態度）の習得と、患者症例を中心とした臨床実務教育を推進してきました。また、臨床薬学専攻の病態解析コースは薬と生命に関する幅広い基礎学力の修得、研究的思考に基づく科学的な判断力の養成・実務研修により医療人としての倫理観と使命感の醸成を図り、臨床での研究者等養成に努めてきました。

薬学研究科生命薬学専攻修士課程は、従前の薬学領域のうち、創薬科学・生命科学を中心とした、基礎薬学分野で活躍できる創薬研究に関わる人材の育成を目的として、最先端の知識や技術を習得し、生命科学や創薬科学に関する高度薬学教育を強力に推進してきました。

このように、本薬学研究科は、社会情勢への即応のみならず、時代の先に目を向けた薬剤師の職能拡大や、薬学の教育研究の新しい方向性を見出すことを念頭に入れた教員組織の整備・拡充及び施設・設備の充実を図りつつ、将来にわたって薬学の進歩に対応できる思想・知識・技術及び態度を磨き、社会から必要とされる専門知識と、医療人としての豊かな人間性を兼ね備えた人材の輩出に努めてきました。

## （2）薬学研究科薬学専攻博士課程設置の意義

薬学研究科薬学専攻博士課程は、本学 6 年制薬学教育を踏まえた上で、より高次の専門性と研究力を持ち、薬学領域における学術高度化への貢献、国民の健康維持・増進と医療の発展の推進、新たな職能の開発や後進の指導・育成ができる人材の養成を期して構想しました。

今後の大学院教育のあり方を示す指針は、「新時代の大学院教育（答申）」（平成 17 年 9 月 5 日）、「グローバル化社会の大学院教育（答申）」（平成 23 年 1 月 31 日）に示されており、特に「新時代の大学院教育」の中で明示されている「大学院に求められる人材養成機能」については、「今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の 4 つに整理し、人材養成機能ご

とに必要とされる教育を実施することが必要である。」と示されています。その4つとは、①創造性豊かなすぐれた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成です。

薬学教育は、薬学という幅広い分野の中で基礎研究を出発点として発展してきた背景もあり、基礎薬学・創薬科学及び生命科学を中心とした教育課程で構成されてきました。本薬学研究科では、このような過去の経緯を踏まえながら、医療の一端を担いつつ、新たな薬剤師職能を開拓できる薬剤師養成を目的として、臨床薬学教育を充実し、生命科学を基礎に持つ研究者・教育者・医療人たる臨床薬剤師等の人材を輩出してきました。

平成18年には、医療技術の進展、医薬品の適正使用の必要性等の社会的要請から6年制薬学教育が導入され、医療人として質の高い薬剤師養成が求められるようになりました。本薬学部では、こうした社会的要請に応えるために、薬学・医療に関する専門知識や医療現場で必要とされる知識・技能・態度、チーム医療に必要なコミュニケーション能力等を兼ね備えた薬剤師の育成教育を行っています。6年間の薬学部教育では、薬学の確かな知識、技術、豊かな人間性、倫理観をもち、社会の様々な分野で広く人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材、すなわちジェネラリストとしての薬剤師の養成が第一の目的となりますが、本研究科では、この6年制薬学教育課程の成果に立脚し、進歩し続ける医療に基礎薬学と臨床薬学の両面から対応できる、一段と高度な教育研究を実践するものであります。これにより、薬学領域における学術高度化に貢献し、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進するとともに、新しい職能開拓に寄与できる、独創的で創造的な高い研究力及び高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を人材養成目的として掲げることとしました。

今回の薬学研究科薬学専攻博士課程設置においては、上記の大学院に求められる人材養成機能の中で、特に、①創造性豊かなすぐれた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成に重点を置き、教育研究を推進していきます。

### **(3) 薬学研究科薬学専攻博士課程の研究教育目標**

近年の医療の急速な発展に伴い、医薬品の適正使用の必要性が強く求められるようになってきました。『適正使用』という言葉を広くとらえると、社会生活全般で行われる行為・行動についても、適正か否かの判断を含めることができます。すなわち臨床の現場で行われている医療行為自身にも適正使用の考えが必要であり、その中には医療における技術・倫理や経済性の問題などが存在し、しかも多面的に判断されなければなりません。さらに、化学物質（医薬品）による薬物治療法に基づく医療行為などの目的が達成された時には必ず再評価が必要であり、このプロセスも適正使用の範疇に含まれると考えられます。また、将来にわたって国民の健康維持・増進に薬剤師が広く貢献することは、大学院における薬学教育の大きな役割の一つですが、昨今の環境リスク、食の安全などの社会問題を勘案した場合、これからの大学院薬学教育においては、医薬品のみならず、環境物質、食品など化学物質全般の適正使用を課題とする研究教育を推進することも必要です。つまり、『医薬品の適正使用』とは、単なる薬物治療の最適化、医薬品の適正使用だけでなく、より適切に治療効果を発揮させるための治療法等の最適化や、医薬品の適正使用をさ

らに進め、医薬品の適用拡大に向け有効性・安全性がより科学的に担保されたものとする育薬の考え方、環境物質・食品など化学物質全般の適正使用を推進することと考えられます。

以上の考察を踏まえ、新たに4年制研究教育のもとで展開する薬学研究科薬学専攻博士課程では、環境から医薬品にわたる『化学物質の適正使用』を探究・推進することを研究教育目標と掲げることとしました。

#### (4) 薬学研究科薬学専攻博士課程はどのような人材を育成するのか

##### 1) 薬学研究科薬学専攻博士課程の人材養成目的

日々進歩を続ける医療に携わり、環境から医薬品にわたる『化学物質の適正使用』を探究・推進する薬剤師・研究者には、医療・生命科学に関わる情報を解析する能力、さらに柔軟な発想で時代の先端を切り開く能力、また、後進を指導する能力が求められます。この観点から薬学研究科薬学専攻博士課程は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を人材養成目的として掲げます。

##### 2) 薬学研究科薬学専攻博士課程修了後の進路

日本学術会議薬学委員会医療系薬学分科会「医療系薬学の学術と大学院教育のあり方について」(平成20年7月24日)には、医療系薬学を基盤とする大学院で養成を目指す人材像として、①創薬研究、薬物治療の最適化研究に従事する医療系薬学研究者、②漢方医薬学・健康科学・衛生化学などの研究者、③医療系薬学教育者、④個別化医療などの高度な医療を推進する薬剤師、⑤がん領域などの専門薬剤師、⑥国際社会において活躍できる薬剤師、⑦製薬企業において研究開発、治験・臨床開発に従事する研究者・薬剤師、⑧トランスレーショナルリサーチなどを推進する研究者、⑨薬医工連携などを推進する医療系薬学研究者、⑩医療行政をリードする薬剤師が挙げられています。日本学術会議「日本の展望—学術からの提言2010 薬学分野の展望」(平成22年4月5日)では、「6年制薬学部を基礎を置く大学院における養成人材像を考えると、病院・薬局で働く高度な職能を持つ薬剤師の養成に加え、医薬品の研究・開発・情報提供等に従事する研究者や技術者、医薬品承認審査、公衆衛生などの行政従事者、薬学教育に携わる教員等、多様な人材が養成されることになる」と示されています。さらに日本学術会議「日本の展望—学術からの提言2010 健康生活科学分野の展望」(平成22年4月5日)では、「生涯にわたって健康で安全な生活を営むことができるためには、学校教育において、生命、健康、生活、安全に関する教科を重視した教育開発が重要である。また、現存の専門職業人の基礎教育をさらに発展させると同時に、学術的で新たな分野の専門家を育成する仕組みの開発が求められている。さらに、健康・生活科学分野における高度専門職や研究者の育成ができる大学院の充実あるいは新設が必要である」と述べられています。

これまでの薬学研究科修士課程及び博士課程修了者は、教育職、研究職、臨床薬剤師、行政職など、幅広い分野で活躍しております【資料2】。この実績並びに「環境から医薬品にわたる『化学物質の適正使用』を探究・推進する」という、本研究科の研究教育目標を上記の大学院における養成人材像と照らし合わせると、本研究科修了生の進路としては次のものが考えられます。

- ① 臨床薬学研究者・教育者
- ② 医薬品（漢方薬を含む）の適用拡大を推進する研究者
- ③ 医薬品開発技術を持つ研究者
- ④ 健康増進・疾病予防を推進する公衆衛生に長けた薬剤師
- ⑤ 医療行政を推進する薬剤師
- ⑥ 高度な薬物治療に携わる専門薬剤師

#### （５）入学状況と学生確保の見通し

今回の薬学研究科薬学専攻博士課程設置にあたり、本学在学学生（４～６年生）に大学院進学希望調査を行ったところ、６年生（回収率 76%）で 7 名、５年生（回収率 55%）で 5 名、４年生（回収率 89%）で 19 名が「進学したい」もしくは「進学を考えたい」と回答しています【資料 3】。また、これまでの 4 年制薬学部もしくは薬学研究科修士課程卒業生の中で、博士課程に進学して独創的で創造的な高い研究力、高度な専門性と技術・指導力を身につけたいと希望する者が増えています。この傾向は、薬学研究科修士課程及び博士後期課程の最近数年の入学者状況からも示唆されています【資料 4】。特に博士後期課程には平成 20 年度以降 23 年度まで、毎年 3 ないし 4 名の社会人が入学しております。さらに、要件を満たす他大学卒業生もしくは卒業見込み生にも門戸を開いており、博士課程を持たない近隣薬学部卒業生等の入学も期待できます。

以上の調査結果及び実績から、入学定員 4 名（収容定員 16 名）については十分に確保できるものと考えています。学生確保に向けた対応としては、在学学生に対しては定期試験終了時に行われているガイダンス等の場を利用し、大学院設置目的、教育課程、修了後の進路などを周知し、進学への動機づけを行います。また、卒業論文研究あるいは学生実習の場で大学院生が学部生を指導する場を設け、学部生が大学院生から直接情報を得られる機会を設けるとともに、学部生に対する進路説明会などの場に各界で活躍する大学院修士を講師として招き、大学院進学の意義について伝えてもらいます。学外に向けては、名城大学ホームページに本研究科の教育研究実績並びに募集要項等を掲載する、全国薬学系大学へ募集要項等を送付する、全国で開催される大学進路説明会の場でアピールする、など、の方法を考えています。

なお、医療現場や製薬会社など、企業等の現場で活躍されている社会人にも情報を提供し、博士課程への入学を促します。本学では年数回の卒後教育を開催しており、毎回多数の卒業生を本学に招いております。また、学部生の医療機関での実務実習指導を行う等の目的のため、本学教員はしばしば医療機関を訪問しております。このような機会を利用して、臨床薬剤師等に本大学院進学の意義を説明し、入学を促します。

また、学生確保に向けては、学生の経済的支援の側面から、本学が従来から大学院学生に対して支援してきた特別奨学金制度及び TA（ティーチングアシスタント）制度を更に充実させ、今後、安定的な学生確保に向けた努力を進めます【資料 5】。

## 2. 課程の構想

薬学教育 6 年制への移行前に公表された「薬学教育の改善・充実について（答申）」（平成 16 年 2 月 18 日）において、6 年制学部・学科を基礎とする大学院に係る設置基準等の方向性が示されています。本研究科の設置においては、その趣旨を踏まえて構想を検討してきた経緯があり、主として臨床に係る教育研究の高度化に対応するため、医療薬学に重点をおいた博士課程として設置し、標準修業年限は 4 年とします。

## 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### （1）研究科、専攻の名称

設置する薬学研究科薬学専攻博士課程は、6 年制薬学教育に立脚し、環境から医薬品にわたる『化学物質の適正使用』について探究・推進し、臨床的な課題に重点をおいて教育研究を推進するという構想であることから、「薬学研究科薬学専攻博士課程」とします。

英語名称については、「大学院薬学研究科」の英語名は国際的にも誤解なく示すことのできる「Graduate School of Pharmacy」とし、「薬学専攻」の英語名は薬の適正使用を目的とすることから「Division of Clinical Pharmacy」とします。例えば、米国で優れた薬学教育を実践しているカリフォルニア大学薬学部（University of California, San Francisco, School of Pharmacy, Department of Clinical Pharmacy）が、The department of clinical pharmacy promotes the rational use of drugs that are safe and effective.と述べていることから、これらは妥当な英語表記であると考えております。

### （2）学位の名称

学位の名称は、本研究科の名称との対応をもとに「博士（薬学）」といたします。米国で用いられている「Pharmacy Doctor」は職業博士を意味しますので、学位の英文名称は、学術系博士として一般的である「Doctor of Philosophy (Pharmacy)」とします。

## 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

### （1）基礎となる学部教育について

本学の 6 年制薬学部教育は、サイエンスをベースに、国民の健康維持・増進のために、疾病の予防・診断・治療から予後までを理解したジェネラリストとしての薬剤師養成を目指しています。

学部教育課程では、薬学教育モデル・コアカリキュラムを基本とし、本学独自の教育科目を加えたカリキュラムを編成しています。1 年次には薬学準備教育科目として薬学入門・薬学基礎科目を学びます。また 1 年生後期から 3 年次にかけては薬学基幹科目群と実習科目を通して、薬学の専門知識と基本的な技能を習得します。この薬学基幹科目は、1 年次から 2 年次にかけては化学系・生物系・物理系に分類される基本的な薬学専門分野に基づいた配置がなされており、3 年次では、医薬品をつくる、健康と環境、薬と疾患、薬と社会という薬学教育の 4 つの大きなテー

マに沿って配置されています。4年次では臨床系科目「薬物治療学」で1年次から3年次までに学習した薬学専門知識の統合を図り、臨床現場で利用できる総合的な知識に成熟させます。この科目では、主要な疾患に関する模擬処方箋に基づき、その患者にとって最適な薬物療法を導くことを課題として、PBL形式の講義スタイルを採用することで自己学習能力とともにプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を向上させます。また4年次の実務実習事前学習・演習では薬剤師が臨床現場で必要とする基礎的な技能を習得します。5年次は長期実務実習により、臨床現場において薬剤師の職能を理解し、薬物治療を実践できる知識・技能・態度を習得します。さらに、6年次では配属先研究室での卒業研究課題を通して、将来の進路に応じた専門薬学分野について研究の基礎を学びます。また、卒業研究においては、従来の基礎的学問分野の卒業研究に加え、臨床現場での様々な課題を臨床卒業研究と位置づけ、本学と医薬連携協定を結んでいる医療施設（名古屋大学医学部附属病院・愛知医科大学病院・藤田保健衛生大学附属病院・愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院）において「特別臨床研修」を実施しています。

## （2）教育課程編成方針

上記の本学6年制薬学部教育課程は、薬学の確かな知識、技術、豊かな人間性、倫理観をもち、社会の様々な分野で広く人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材、すなわちジェネラリストとしての薬剤師の養成を目的とします。本研究科の研究教育目標及び人材養成目的を達成し、独創的で創造的な高い研究力及び高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストを養成するためには、より高い専門性及び研究力のみならず、倫理性、職能開拓力、情報発信力などが必要となります。そこで次の5点を教育課程編成方針として掲げています。

- ①常に進取の精神をもって新しい研究分野ならびに薬剤師の職能を開拓できる能力の養成
- ②医療現場での体験に基づき、強い責任感と高い倫理性をもって臨床研究を推進できる能力の養成
- ③科学的観点に立って物事の本質を洞察し、問題を発見・解決できる能力の養成
- ④先端的な専門知識と高度な技能を備え、独創的研究を企画・遂行できる能力の養成
- ⑤研究成果を客観的に評価し、人類の健康維持・増進のための情報として発信できる能力の養成

## （3）教育課程編成の考え方及び特色

### 1）教育課程の基本的な構成

薬学は、人体の働きその機能の調節などを介して疾病の治療、健康増進をもたらす医薬品の創製・生産、その適正な使用を目的とする総合科学であると言われています。しかし、これまでの薬学部における臨床・医療に関する教育は希薄であり、一般的には薬の供給に主眼をおいた教育、すなわち創薬科学・生命科学中心の教育と見られてきました。現在では薬学という総合科学は創薬に関する基礎薬学（薬科学）分野と、主に疾病や治療の対象者を始点とする臨床薬学・医療薬学分野に大別されており、従来型の創薬科学を基礎とする分野は、薬学部薬科学科と区分制（2+3年制）の薬科学の領域で担うべきものとなりました。

従って、今後の大学院における薬学教育が担うべき課題は、疾病による身体の変化をよく理



解した上で、患者に対して最大の治療効果を発揮させるための研究、いわゆる“薬とヒト”との関わりを重視した臨床薬学研究と、創薬科学の中でもこれまで遅れていた治験・臨床開発研究が最も重要です。しかも最近、国民の多くはこれまで以上に健康維持、新興の疾病に係る予防・治療などに関心を寄せ、環境ホルモンや食品への薬物汚染等々、様々な要因からくる健康被害や社会保障制度にまで不安を抱いており、これらの諸課題についても薬学研究者が貢献すべき領域と言えます。しかし、従来の研究室（講座）単位での構成では、上記の要件を満足することは困難であり、関連する複数の研究室が協力し合う組織的な教育研究体制が必要です。これらの点を考慮し、以下に示す5つの分野として設定しました。

本研究科における教育課程は、専門科目と関連科目に区分し、専門科目には、学生の学位論文作成に係わる専修科目として「特論」科目と、学生が4年間にわたり学位論文作成のために行う実験・実習及び研究指導を行う「特殊研究」科目（Ⅰ～Ⅳ）を配置して、これを一つの専修分野として構成します。本研究科では、①環境衛生科学、②医療情報科学、③病態解析科学、④薬物治療科学、⑤薬物動態科学の5専修分野において、高度な薬学教育研究を展開します。

また、臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するため、近隣の医学部・大学院医学研究科を持つ大学や大学病院薬剤部と連携し、特色ある教育課程を編成しています。

## 2) 専修分野の特色

薬学研究科薬学専攻博士課程は、基礎となる学部教育の上に、更に高度な知識・技能を身につけるべく、疾病や治療の対象者ヒトを始点とした臨床薬学に通じる研究意欲を高め、医療人としての倫理観に基づいた、教育研究を推進する必要があります。また、ヒトを対象とした疾病の原因解明や治療法を探究する一方で、医薬品を生体と相互作用する有効性・安全性が科学的に担保された化学物質として位置付け、その適用拡大を含めた育薬の研究基盤の構築を目指します。このために、まず、食品をはじめとして化学物質や環境が生体に及ぼす影響について広く理解します。医薬品の適正使用を進める上では、医薬品の副作用や経済性などを含め医療行為全般の問題点を把握するとともに、病態を理解し疾病の内的外的要因を明らかにすることが必要です。より有効で安全な医薬品の適用、すなわち「育薬」を推進するために、個体レベルでの薬物治療効果の評価と同時に、薬物と生体の相互作用を細胞レベルあるいは分子レベルで解明します。さらに、薬物の体内動態を理解し、体内動態を最適化するDDSの開発研究を進めることで、「育薬」を強力に推進することが可能となります。

そこで先に述べた本薬学研究科の研究教育目的に基づき、本研究科の専修分野の概要は、以下の5つの観点から構成するものとします。

- ① 食品をはじめ環境物質から医薬品にわたる「化学物質の適正使用」を探究、推進  
健康に及ぼす様々な外的リスク（環境物質・食品・微生物など）の特定と、その発生メカニズムに関する教育研究活動を行い、健康の維持、疾病の予防に貢献する。
- ② 医療行為全般に関する適正使用と再評価  
医薬品、医療行為等に関する様々な医療情報をもとに医療の質、経済性、安全性、管理等に関する教育研究活動を行い、医療の適正化に貢献する。

- ③ 疾病時の生体変化や化学物質と生体との相互作用に関する研究分野  
 疾病の原因となる生体変化や疾病特有の生体変化を生理的、生化学的、分子生化学的に評価する教育研究活動を行い、疾病の原因究明と、治療法の開発に貢献する。
- ④ 医薬品の再評価と適用拡大、即ち「育薬」という概念の構築  
 医薬品や伝統薬の持つ作用をモニタリングし、治療上の有効性、安全性を科学的に実証・解明する教育研究活動を通して疾病の治療に貢献するとともに、「育薬」に貢献する。
- ⑤ 医薬品の有効性を最大限発揮するための適正な技術の開発  
 薬物の体内動態を規定する生理的生化学的要因を解明するとともに、薬物の体内動態を制御するための DDS や製剤技術の開発に関する教育研究活動を行い、医薬品の適正使用に貢献する。

### 3) 関連科目の特色

今回設置する新しい教育課程では、臨床薬学・医療薬学という統合的なサイエンスを構築するために、上記の専修分野を配置し、しかも各種専修分野がより深く研究できる環境を確保する必要があります。また、本薬学研究科は高度職業人養成を行う専門職大学院ではありませんが、薬学は薬剤師という職能を介して、医療の一端を担っていることに鑑み、臨床現場での最新の研究成果の習得や、高度医療の現場で研鑽を積む機会を提供することで、高度な知識・技能を有し、臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師を養成するための6ヶ月間の臨床薬学研修を設定しています。また、臨床現場において外国人患者とスムーズにコミュニケーションができよう、専門的な医療英語を修得するための医療英語特論を開講します。さらに、日本の臨床現場において新しい薬剤師の職能が開発できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するためには、先進的な臨床薬学教育が展開されている海外との交流を通して、薬剤師の業務や医療制度に関する先進的な知識・技能・態度を身につけるための、2週間の海外臨床研修を設定しています。このような特論や研修は、先進的で学問的な背景を有した臨床実務実習における人材の養成にもつながり、しかも病院薬剤師だけでなく、保健薬局等の薬剤師にも門戸を開いたものであることから、在宅医療やセルフメディケーションの支援のみならず、地域の公衆衛生を基盤とする予防・健康維持に貢献できる指導的な薬剤師を養成するという特色を持っています。

### (4) 教育課程における教育研究内容

#### イ) 授業科目の構成 (1 専修分野あたり)

・ 特論	1 科目	4 単位
・ 特殊研究 I・II・III・IV	4 科目	20 単位
・ 関連科目	3 科目	6 単位

#### ロ) 専修分野【資料6】

##### 『環境衛生科学分野』

##### 《授業科目：環境衛生科学特論、環境衛生科学特殊研究 I・II・III・IV》

健康に及ぼす様々な外的リスク（環境物質・食品・微生物など）や予防因子の特定と、その作用発現機序に関する教育研究活動を行い、健康の維持・疾病の予防に貢献することを研

究目標とします。この分野は、食品をはじめ環境中に存在する様々な化学物質の人体への影響に関する研究領域、細菌、真菌やウイルスなど感染症の原因となる様々な微生物の人体への影響に関する研究領域から構成されています。そのため、衛生化学、食品化学、天然物化学、環境科学、微生物学などが学問分野となります。

#### 『医療情報科学分野』

《授業科目：医療情報科学特論、医療情報科学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ》

医薬品、医療行為等に関する様々な医療情報や経済性をもとに、医療の質・安全性・管理等に関する教育研究活動を行い、医療の適正化に貢献することを研究目標とします。この分野は、医薬品の副作用情報の評価・管理に関する研究領域、医薬品の情報に基づく経済性に関する研究領域、臨床試験結果と医薬品の市販後の有効性・安全性の評価と適正使用に関する研究領域などから構成されています。そのため医薬品情報学、医療経済学、臨床薬理学、医療倫理学などが学問分野となります。

#### 『病態解析科学分野』

《授業科目：病態解析科学特論、病態解析科学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ》

疾病の原因となる生体変化や疾病特有の生体変化の生理学的・生化学的・分子生物学的な評価と診断・治療技術への応用に関する教育研究活動を行い、疾病の原因究明と診断・治療法の開発に貢献することを研究目的とします。この分野は、疾病の原因やその特徴について、生体の形態学的または生理学的変化から解析する研究領域、遺伝子発現の変化から解析する研究領域、病態時に発現するタンパク質を構造情報と生理機能から解析する研究領域などから構成されています。そのため、生理学、解剖学、生化学、分子生物学、構造生物学などが学問分野となります。

#### 『薬物治療科学分野』

《授業科目：薬物治療科学特論、薬物治療科学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ》

医薬品や伝統薬の持つ作用をモニタリングし、治療上の有効性・安全性を疫学的・科学的に実証・解明する教育研究活動を通して、疾病の治療に貢献するとともに、医薬品の薬理作用を再評価し、その適用拡大と副作用の抑制を探ることにより、「育薬」に貢献することを研究目標とします。この分野は、薬物と生体の相互作用を細胞レベルから個体レベルまで幅広く評価する研究領域、生薬・漢方薬等の薬理作用を分子レベルから個体レベルで再評価する研究領域、医療現場での実学レベルでの薬物療法を検証する研究領域などから構成されています。そのため、薬理学・薬物治療学・生薬学・漢方医学などが学問分野となります。

#### 『薬物動態科学分野』

《授業科目：薬物動態科学特論・薬物動態科学特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ》

薬物の体内動態を規定する生理的・生化学的要因を解明するとともに、薬物の体内動態を制御するための DDS や、製剤技術の開発に関する教育研究活動を行い、医薬品の適正使用に貢献することを研究目標とします。この分野は、生体内での薬物の吸収・分布・代謝・排

泄機構を解明する研究領域、薬物を標的とする臓器に送り届ける手法を開発する研究領域、薬物の体内動態を最適化する手法を開発する研究領域から構成されています。そのため、物理化学、製剤学、薬物動態学、薬剤学、有機合成化学などが学問分野となります。

#### 『関連科目』

##### 《授業科目：医療英語特論・臨床薬学研修・海外臨床研修》

6年制の学部を基礎とする大学院においては、医療の現場における臨床的な課題を対象とする研究領域を中心とした高度な専門性や、優れた臨床能力を有する薬剤師等の養成に重点を置いた臨床薬学・医療薬学に関する教育研究を行うことが望まれています。本薬学研究科においては、薬物治療の最適化、医薬品の適正使用を中心とした教育研究を行い、グローバル化する医療に対応でき、高度な専門性と優れた研究力を備えた薬剤師、薬学研究者・教育者の養成を主たる目的としていることから、関連科目として以下に述べる3科目を開講することとしました。

##### 《医療英語特論》

目的：医療のグローバル化に向けた英会話力の向上

内容：専門的な医療英語の単語・表現の修得、外国人患者を想定した服薬指導やカウンセリング等のロールプレイ、ケース・スタディの解説とディスカッション、意見交換等の実践など。

担当者：非常勤講師

単位数：2単位

##### 《臨床薬学研修》【資料7】

目的：臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師の育成

期間：6カ月

場所：連携施設の薬剤部、看護部、検査部、各診療科

内容：薬剤部での薬剤師一般業務研修、看護部での患者ケア研修、検査部での臨床検査研修、診療科での薬剤管理指導業務の実施、担当患者に関する症例検討会などへの参加など。

単位数：2単位

##### 《海外臨床研修》【資料8】

目的：日本の臨床現場において新しい薬剤師職能の開発ができる専門性の高い臨床薬剤師の育成

期間：2週間

場所：南カリフォルニア大学薬学部、サンフォード大学薬学部

内容：研修先大学及び関連研修施設の見学、臨床研修プログラムへの参加など。

単位数：2単位

## **(5) 授業科目に対する単位数の考え方**

授業形態を講義とする科目については、1 単位あたり 15 時間の教室内における学習を必須としますが、いずれの科目も学生が主体的に学習する授業方法を基準とし、授業準備のための学習活動を教室外において相当時間数を要するため、実質的には 1 単位あたり 45 時間の学習を学生に求めることとします。

学外における研修科目については、1 単位あたり 45 時間の研修を予定し、事前及び事後学習を必ず求めることとします。

学生が 4 年間にわたり博士論文作成のために行う実験・実習及び研究指導を受ける「特殊研究」は、各学年 5 単位とします。4 年間にわたる実験・実習の成果を追って学生の博士論文研究をじっくりと指導し、学位授与まで導きます。このプロセスを「特殊研究」の授業ととらえ、合計 20 単位とします。

## **(6) 成績評価方法及び基準**

特論科目の評価は、講義のレポート提出により総合的に行います。特殊研究 I から IV については、演習及び研究実験・実習の進捗状況等を研究科全体で各年度末に報告会を開催し、プレゼンテーション能力を含め多様な指標を用いて年度毎に成績を評価します。

評価基準としては、A (80 点以上)・B (70 点～79 点)・C (60 点～69 点) 評価が合格、D (59 点未満) 評価は不合格として取り扱います。

## **5. 教員組織の編成の考え方及び特色**

### **(1) 教員組織の配置の考え方**

教育課程にそって薬学のスペシャリスト養成のために、教育と研究に十分な業績と力量を有する教員により組織編成することを基本の考え方としています。各教員の学位、研究業績、学部及び大学院における教育業績と授業科目との適合性を最重視し、授業科目担当教員として配置しました。

専任教員は、基礎学部である薬学部の専門教育も担当しているため、学部及び大学院の人材養成目的の関連性を十分理解し、学生への継続的な指導ができるようになっています。

兼担・兼任教員についても、研究業績と大学院における教育業績を十分に積んだ教員を配置しており、専任教員と協力して教育研究成果があげられる体制を整えています。

### **(2) 教育課程と教員組織との係わり**

専修 5 分野（環境衛生科学分野、医療情報科学分野、病態解析科学分野、薬物治療科学分野、薬物動態科学分野）には、それぞれの分野において業績・経験の優れた教員を 3 名以上（うち 2 名以上は教授）配置し、学生の学習・研究を複数の教員で指導します。教員は全員博士の学位を取得しています。

関連科目の臨床薬学研修には臨床経験豊かな実務家教員を、海外臨床研修にはこれまでに修士課程学生の海外研修に実績のある教員を、医療英語特論には薬学英语・医療英語に精通した教員

を配置しています。

専修 5 分野における教育課程と教員組織の関係は以下のとおりです。いずれの分野でも特論は複数の教員によるオムニバス方式で最先端の知識・技術を講義し、特殊研究は主指導教員及び原則として同じ専修分野に所属する副指導教員 2 名で指導をすすめ、『薬学のスペシャリスト』の養成を行います。

#### 1) 環境衛生科学分野

食品をはじめ環境物質から医薬品にわたる「化学物質の適正使用」の探求と推進を進める本分野には、環境学、衛生化学、微生物学、医薬資源科学、天然物化学を専門とする専任教員 7 名（教授 3 名、准教授 4 名）及び兼任教員 1 名（教授）を配置します。

#### 2) 医療情報科学分野

医療行為全般に関する適正使用と再評価を進める本分野には、医薬品情報学、病院薬学、臨床疾患制御学を専門とする専任教員 4 名（教授 3 名、准教授 1 名）及び兼任教員 1 名（教授）を配置します。

#### 3) 病態解析科学分野

疾病時の生体変化や化学物質と生体との相互作用の解明を行う本分野には、生理学、生体機能分析学、生物物理化学を専門とする専任教員 4 名（教授 2 名、准教授 2 名）及び兼任教員 1 名（教授）を配置します。

#### 4) 薬物治療科学分野

医薬品の再評価と適用拡大を含めた「育薬」を進める本分野には、生薬学、薬効解析学、臨床医学を専門とする専任教員 3 名（教授 2 名、准教授 1 名）及び兼任教員 2 名（教授 1 名、准教授 1 名）を配置します。

#### 5) 薬物動態科学分野

医薬品の有効性を最大限発揮するための適正な技術の開発を行う本分野には、薬剤学、製剤学、薬物動態制御学、機能分子化学を専門とする専任教員 4 名（教授 2 名、准教授 2 名）及び兼任教員 1 名（教授）を配置します。

### (3) 教員の年齢構成

本研究科専任教員の完成時の年齢構成としては、教授 14 名のうち、50 歳～59 歳が 8 名、60 歳～69 歳が 4 名、70 歳以上が 2 名、准教授 14 名のうち、40 歳～49 歳が 3 名、50 歳～59 歳が 9 名、60 歳～69 歳が 2 名です。

本学の定年制度は、平成 7 年 4 月 1 日以前に採用された教育職員の定年は満 72 歳、平成 7 年 4 月 2 日以降に採用された教育職員の定年は満 68 歳、更に、平成 17 年 4 月 2 日以降に採用された教育職員は満 65 歳です。

本研究科専任教員の場合には、完成年度までに 68 歳定年者が 1 名おりますが、本学職員規程など本学の定年制度に基づいて 1 名の定年延長を考慮するとともに、適宜、教育課程の充実を図り、教育の水準を維持・向上させながら、教員組織編成の整備充実を図っていくこととしています。特に基礎とする薬学部の若手教員が大学院担当にふさわしい水準の教育・研究業績を上げた場合には、本研究科の専任教員組織に加え教員組織の年齢構成バランスを保つこととします【資料 9】。

また、大学院及び基礎となる薬学部の教員組織の充実を図るべく、教育研究業績のある教員を採用することを計画しています。

## 6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

本薬学研究科の人材養成目的は、「薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成」と掲げており、その目的に沿った形で身につけるべき能力証明としての「学位授与方針」、身につける能力を体系的に学ぶ上で大事にしている基本方針としての「教育課程編成方針」、4年間にわたり、自立した薬学研究者として成長していくために必要な基礎的能力・姿勢・素養についての「入学者受け入れ方針」をそれぞれ定め、その下で、入学から修了までのきめ細やかな具体的な教育方法、履修方法、研究指導の方法が組み立てられています。以下、大学院教育研究の水準に相応したそれぞれの方法について具体的に示していきます。

#### 1) 教育方法

教育方法の基本は、自立した薬学研究者として社会で活躍できる能力、資質、姿勢、素養を身につけることであり、特論科目をはじめ、それぞれの授業科目においては、当該学生の指導教員だけではなく、複数の教員による教育研究指導体制を基軸とした教育方法により行います。

特論科目・関連科目については、いずれの科目においても複数の教員によるオムニバス形式を採用しており、異なる研究分野のアプローチにより専修分野の学術的内容を総合的に教授することとしております。高い研究能力を有する薬剤師になるためには多様な知識や情報が求められる一方で、研究分野を深化させる必要があります。オムニバス形式による特論は、専修分野を構成する多様な研究分野からの刺激によって発想の転換を導き、従来とは異なるアプローチを見出すためにも効果的であり、これを基軸とした教育方法を展開していくこととしております。この教育方法については、特論科目だけではなく、特殊研究においても指導教員を軸とする責任体制は明確にしますが、関連周辺領域に関与する他領域の教員の協力も得ることは、高度な研究においては必須と考えており、特論・関連科目と同様に副指導教員 2 名を配置し、取り組みます。

また、本研究科では、前期・後期に区分するセメスター制度を導入します。

#### 2) 履修方法

授業科目の履修に際しては、学生は指導教員と相談して、学修計画を立て、学生が志向する将来の進路に最適と考えられる授業科目の選択、研究指導の進め方等について確認した上で、履修を行うこととなります。

各専修分野には、1 つの特論を開講しますが、指導教員が所属する専修分野の特論（主専修科目という）及び、他の専修分野から 2 科目以上（関連科目を含む）の特論を選択履修し、合計 3 科目、10 単位以上を履修し修得することとします。なお、将来の進路に応じ、関連科目 2 単位以上の履修が望まれます。

特論は、毎年前期に2科目ずつ開講され、3年次前期までに10単位以上を履修することができるよう設計されています。特論は、毎週土曜日の午前（1・2時限）、午後（3・4時限）に各特論科目1科目（4単位）を開講します。

各専修分野の特殊研究Ⅰ～Ⅳは、実験・実習から構成されており、毎週月曜日から土曜日に開講し、集中力を高めながら、学位論文の作成に結び付く成果をあげられるように配慮した環境整備を行い、進めるものとします。

また、将来、臨床薬剤師として病院での勤務を希望する者は、指導教員と相談のうえ臨床薬学研修または海外臨床研修の履修を促します。

### 3) 研究指導の方法【資料10】

研究指導は学生が4年間にわたり、特殊研究Ⅰ（1年次）、Ⅱ（2年次）、Ⅲ（3年次）、Ⅳ（4年次）の順序で各5単位、計20単位を修得することになっております。指導は下記のように段階を追って行き、その経過を節目ごとに検証する機会として、研究成果発表会を開催することとしております。この発表会は研究科委員会の下で行われ、研究科全体による研究指導体制を採用します。

#### ① 指導教員の決定（1年次4月）

入学後は、研究分野と指導教員及び副指導教員を決定します。

#### ② 研究計画書作成を中心とした履修指導（1年次4～5月）

学生は指導教員と打ち合わせて研究計画書を作成し、提出します。

#### ③ 研究課題の決定・実験指導の開始（1年次5月）

学生は指導教員と打ち合わせて研究課題を決定します。指導教員及び副指導教員は博士論文完成までの組織的指導体制による指導を開始します。

#### ④ セミナー形式の演習・討論（1年次5月～適宜）

学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。

#### ⑤ 研究成果発表会（1年次2月～3月）

公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員及び副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加し、さまざまな角度から討論を行い、次年度の研究課題策定に寄与する働きかけをします。

#### ⑥ 1年次の成果と反省を踏まえた研究課題の策定・2年次の実験指導の開始（2年次4月～）

研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて2年次の研究課題を決定します。指導教員及び副指導教員は組織的指導体制による指導を開始します。

#### ⑦ セミナー形式の演習・討論（2年次5月～適宜）

学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。

#### ⑧ 研究成果発表会（2年次2月～3月）

公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員及び副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加し、さまざまな角度から討論を行い、次年度の研究課題策定に寄与する働きかけをします。



- ⑨ 2年次の成果と反省を踏まえた研究課題の策定・3年次の実験指導の開始（3年次4月～）  
研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて3年次の研究課題を決定します。指導教員及び副指導教員は組織的指導体制による指導を開始します。
- ⑩ セミナー形式の演習・討論（3年次5月～適宜）  
学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。
- ⑪ 研究成果発表会（3年次2月～3月）  
公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員及び副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加し、さまざまな角度から討論を行い、次年度の研究課題策定に寄与する働きかけをします。
- ⑫ 3年次の成果と反省を踏まえた最終的な研究課題の確認・最終段階における実験指導の開始（4年次5月～）  
研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて最終的な研究課題を決定します。指導教員及び副指導教員は博士論文作成に向け組織的指導体制による指導を開始します。
- ⑬ 博士論文の作成指導（4年次5月～12月）  
指導教員及び副指導教員は組織的指導体制により博士論文の構成や体裁にわたりきめ細かく指導を行い、博士論文の完成に導きます。学生は完成した博士論文を決められた期日までに提出します。
- ⑭ 審査委員会の編成（4年次12月）  
学生の博士論文完成の見通しが立ったことを確認して、指導教員は研究科委員会の承認のもと、主査1名、副査2名以上からなる審査委員会を構成します。主査には指導教員が当たり、副査には審査に最も適した教員を選任します。
- ⑮ 論文修正指導・発表会指導（4年次12月～2月）  
研究科委員会の教員は提出された論文を査読し、適宜修正等の指導を行います。学生は指摘事項に基づき、指導教員及び副指導教員と打ち合わせて論文の修正を行います。指導教員及び副指導教員は論文発表の準備を指導します。
- ⑯ 公開論文発表会（4年次2月）  
公開発表会の形で学生に博士論文研究の成果を発表するよう求めます。指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には研究科のすべての教員が出席し、さまざまな角度から討論を行い、研究科委員会にて修了認定を客観的かつ厳格に行うための判断材料を収集します。また、学生も全員が参加して、博士論文研究に求められる水準についての理解を深めます。
- ⑰ 最終試験（4年次2月）  
審査委員会は、提出された博士論文を審査します。また最終試験として、博士論文の内容や専門知識、研究能力に関する口頭試問を行い、発表会での質疑応答の様子も参考にして、博士論文審査報告書をまとめ、研究科委員会に提出します。
- ⑱ 合否判定（4年次2月）  
研究科委員会は、審査委員会から提出された博士論文審査報告書及び単位の取得状況をも

とに博士課程修了の可否を判定します。

#### ⑭ 修了認定・学位授与（4年次3月）

研究科委員会の可否判定が本学の学部・大学院に関する最高意思決定機関である「大学協議会」にて審議され、学生の修了が認定されると、学長は学生に博士の学位を授与します。

## （2）授業の実施方法

### 1）授業の方法

本研究科では、薬学研究者のみならず、医療機関や行政等においても、国民の健康維持・増進と医療の発展に寄与できる、社会の要請にも柔軟に対応することが可能な、高い問題解決能力と研究能力を兼ね備えた薬剤師、『薬学のスペシャリスト』と呼ばれる人材の養成を目指します。そのため研究者の基本的素養を身に付けるとともに、薬剤師としての高度な専門性を培う必要性があります。そのため学生には、各専門分野の高度な基礎的知識、未知の現象を理解する洞察力、そこから生まれる先進性を持った想像力と企画力（研究開発力）、そして将来様々な分野で中核的人材として力を発揮するため指導力・リーダーシップを身に付ける機会を提供できるように編成されております。

授業は、各専修分野が開講する特論科目、特殊研究科目、関連科目で構成し、それぞれの科目による授業方法、方法や取得できる内容が異なります。

#### ■特論科目

各専修分野の特論は、専修分野に属する教員がオムニバス形式で担当することで、異なる研究分野のアプローチにより専修分野の学術的内容を総合的に教授します。学生は、個々の研究分野の先進的な研究内容に触れ、研究を進める上で発生した問題点をいかに克服したかを知ることにより、困難に遭遇した時の対処法や、新しい発想の重要性を学びます。高い研究能力を身につけるために多様な知識や情報が求められる一方で、研究分野を深化させる必要がありますが、オムニバス形式による特論は、幅広い知的刺激によって発想の転換を導き、従来とは異なるアプローチを見出すためにも必要です。

#### ■特殊研究科目

特殊研究では、各専修分野内に、その分野を構成するために必要とされる複数の研究分野があり、個々の研究分野が連携することにより、専修分野が成立しております。個々の研究分野は独自性がありますが、それぞれの研究領域の広がりの中で、個々の研究テーマを追究することでその分野の学問的な深化を図ります。学生は、専修分野を選択し、各研究分野の研究内容を題材に、将来、中核的人材として活躍するために必要な高度な専門知識、技術を習得し、博士論文の作成を行います。この間には、セミナー抄録会や自己学習で専門知識の幅を広げるとともに実験技術の習得に努め、各研究分野で行われる実験報告会で実験上の問題をクリアするための問題解決能力や実験データの重要性を読み取る能力・洞察力を身に付けます。また、得られたデータをまとめ、知識や実験データに裏打ちされた研究内容を発表することでプレゼンテーション能力・ディスカッション能力を培います。さらに研究室内の下級学生への実験指導を通して、指導力や教育力を養います。

#### ■関連科目

関連科目は、2つの研修科目と医療英語特論から構成されています。「臨床薬学研修」では、

臨床現場において指導者として活躍できる専門性の高い臨床薬剤師を育成するために、臨床研修を通じて知識、技能を習得し、また医療倫理観を育みます。実際の内容としては指導者として後進を指導する立場を目指す観点から、薬剤部、看護部、検査部での臨床研修を実施するとともに、診療科での薬剤管理指導業務、担当患者に関する症例検討会などに積極的に参加し、医療を支えるための薬学的アプローチの必要性を理解します。臨床薬学研修は高度な臨床薬剤師を目指すためだけのものではなく、医療系研究者を目指す者にとっても現場のなかに埋もれている問題を発見し、医療の改善に結びつける良い機会であると考えています。

「海外臨床研修」では、米国の先駆的なプリセプター教育と薬学教育研究に参加し、医療現場で求められる教育や方法を体験することで、薬剤師業務内での指導者や教育者のあり方を学ぶ有効な機会となります。現状の日本の医療制度を他国と比較することで、日本の抱える問題点や解決法を見出す機会となります。「医療英語特論」は、専門的な分野の英語力やコミュニケーション能力を身に付けるために重要であり、「海外臨床研修」とともに国際的な視野を身に付けるうえで、欠くことができない科目です。

## 2) 時間割編成【資料 1 1】

本研究科は、実験を主体に学位論文を作成する研究分野が多いことから、実験時間の継続性と、多様な人材、特に社会人の受け入れも想定して時間割を編成します。新しい薬学教育制度が始まり、医療現場においても、現状の人材の中から指導的立場の候補となる人の養成の必要性が予想されるためです。実際の特種研究と特論及び関連科目（医療英語特論）の配置においては、平日は特種研究の時間にあて、土曜日を座学である特論及び関連科目（医療英語特論）の開講日としました。そのため3年次までに特論を順次開講することになります。また、学外研修である「臨床薬学研修」及び「海外臨床研修」は、受け入れ先である医療機関や海外協定大学薬学部と打ち合わせの上、研修日程を決定します。なお、「臨床薬学研修」の履修可能な時期は、学位取得に向けた研究期間の確保も考慮して1～3年次とし、また「海外臨床研修」は毎年次開講することで履修機会を増やせるよう配慮しています。

## 3) 履修モデル【資料 1 2】

本研究科では、疾病の治癒、健康の増進をもたらす医薬品を含めた「化学物質の適正使用」を目的に掲げ、次世代を担う人材養成を行うことを目指しています。そのために本研究科では高度な専門知識と技術に裏付けされた高い研究能力、薬学の学術高度化に貢献できる能力、また薬剤師としても高度な専門性や技術・指導力を兼ね備え、職能開発ができる能力などを身に付けた学生に対して学位を授与しますが、これは、現在または、近い将来の社会的な要求を見据えた人材開発の必要性に対応するものです。以下に社会的要求を基にした学位取得後のキャリアパスを想定した履修モデルを提示します。

### ① 医療薬学研究者・教育者を目指す学生の履修モデル

大学院の基本的な人材養成に大学教員を含む研究者の養成があります。しかし6年制薬学教育の到来により、4年制薬学教育における研究内容での研究者・教育者養成はその目的に適合しないところがあります。今後、大学教員を含む教育に携わる研究者を目指す学生においては、医療薬学分野の研究を推進できる能力が必要とされます。医療薬学研究者・教育者を目指すことはいずれの各専修分野及び研究分野においても対応可能であり、希望する専修

分野や研究分野を選択することで将来の研究分野が決まります。たとえば、具体的に疾病の原因となる生体変化や疾病特有の生体変化に関する研究者・教育者を目指す学生には「病態解析科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では疾病の原因となる生体変化や疾病特有の生体変化を様々な観点から評価や診断・治療技術への応用に関する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また、教育者や研究者が実際の治療分野まで広く把握する意味では、薬理作用を分子レベルから個体レベルで理解し、医療現場での実学レベルでの薬物療法を把握することも重要ですので、「薬物治療科学特論」の履修が最適です。同様に医療人を要請する教育者にとって、今後の医療の方向性や教育法を考えることは重要となるので、海外の実情に触れる機会が得られる「海外臨床研修」の履修を推奨します。

#### ② 医薬品（漢方薬を含む）の適用拡大を推進する研究者を目指す学生の履修モデル

医薬品の適正使用においては、漢方薬を含め医薬品の安全性の確認や有効性を拡大することは重要な部分であり、今後の医療において重要な部分を占めています。医薬品の適用拡大や疾病の治療に貢献する研究者を目指す学生には「薬物治療科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では医薬品の薬理作用をモニタリングする技術や薬物と生体の相互作用を細胞レベルから個体レベルまで幅広く評価することを学び、治療上の有効性・安全性を科学的に実証・解明する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また疾病の原因となる生体変化や疾病特有の生体変化を理解する必要があることから「病態解析科学特論」の履修が最適です。同様に臨床レベルでの薬物治療の現状を把握することも重要と考えられるので「臨床薬学研修」を履修することを推奨します。

#### ③ 医薬品開発技術を持つ研究者を目指す学生の履修モデル

薬物治療の最適化は医療薬学の大きな柱であり、患者の立場に立った投与法の最適化は、医薬品有効性を発揮する重要な部分となります。製薬企業において製剤開発から薬物治療の最適化に貢献することを目指す学生は「薬物動態科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では薬物の体内動態を規定する生理的・生化学的要因を解明するとともに、薬物の体内動態を制御するための DDS や、製剤技術の開発に関する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また、疾病特有の生体変化の生理学的・生化学的な評価ができる知識を持つことで有効と考えられるので、「病態解析科学特論」の履修が最適です。同様に薬物治療上の問題点を臨床現場において把握する機会を持つことも重要と考えられるので「臨床薬学研修」を履修することを推奨します。

#### ④ 健康増進・疾病予防を推進する公衆衛生に長けた薬剤師を目指す学生の履修モデル

現在、国民の多くが健康増進や疾病予防、生活環境に関心を抱き、科学的根拠に基づく環境や食・医療などのリスク研究やそのマネジメントが重要とされています。このように地域健康増進・疾病予防に貢献できる薬剤師を目指す学生には「環境衛生科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では食品をはじめ環境中に存在する様々な化学物質の人体への影響を研究するだけでなく、細菌、真菌やウイルスなど感染症の原因となる様々な微生物の人体への影響に関する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また

健康食品をはじめとする化学物質の生体への影響を考慮した場合には、その情報を如何に早く手に入れ、評価するかが重要と考えられるので、「医療情報科学特論」の履修が最適です。同様に情報は国内に限らず海外の情報にも気を配ることが重要なので、「医療英語特論」を履修することを推奨します。

#### ⑤ 医療行政を推進する薬剤師を目指す学生の履修モデル

医薬品の適正使用や医薬品の監視体制強化、社会保険制度の見直し、厚生労働省を中心に進められる中、その人材養成は急務であり、その中で薬剤師の役割は重要と言えます。このような状況下、薬剤師としての立場で医療行政の推進を目指す学生には「医療情報科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では医薬品、医療行為等に関する様々な医療情報や経済性をもとに、医療の質・安全性・管理等に関する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また、医療行政において経済性は重要な面を持ち、健康増進や疾病予防、生活環境に関する知識は重要と考えられるので、「環境衛生科学特論」の履修が最適です。同様に海外の医療情報も重要と言えるので、「海外臨床研修」を履修することを推奨します。

#### ⑥ 高度な薬物治療の専門薬剤師を目指す学生の履修モデル

薬物治療における安全性や有効性を確保するためには、薬物治療領域ごとに副作用を早期に発見する力、効率的な情報収集力、的確なデータ分析力、有効な情報提供力を持つ専門性の高い薬剤師が必要となります。このように高度な薬物治療の専門薬剤師を目指す学生には「医療情報科学分野」を専修分野とすることが推奨されます。この分野では医薬品の副作用情報の評価・管理に関する研究を取り扱うだけでなく、臨床試験結果や医薬品の市販後の有効性・安全性の評価と適正使用に関する教育研究活動を行いますので、適しているといえます。また、薬物と生体の相互作用を細胞レベルから個体レベルまで幅広く評価することで医薬品の薬理作用を再評価し、その適用拡大と副作用の抑制を目指すことも重要と考えられるので、「薬物治療科学特論」の履修が最適です。同様に高度な薬物治療における指導的立場を目指し、医療チームを牽引する上で、海外の先駆的な指導方法に触れることができる「海外臨床研修」を履修することを推奨します。

### (3) 修了要件

本薬学研究科博士課程の修了要件は、4年以上在学し、本研究科の履修方法により授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければなりません。更に必要な研究指導を受けた上で、博士の学位論文の審査及び試験に合格することが修了には不可欠です。

各年次の履修においては、指導教員により履修計画に係わる指導を行いながら進めることとしており、薬学研究者としての幅広い知識を身につけることができるように配慮します。

評価基準としては、A (80点以上)・B (70点～79点)・C (60点～69点) 評価が合格、D (59点未満) 評価は不合格として取り扱い、学位論文の評価は、合格・不合格により表示することとします。

なお、修了要件の特例として、特に優れた研究業績を上げた者であれば、3年以上在学すれば

足りるものとし、指導教員の推薦と博士の学位論文の審査に合格すれば、所定の修業年限を短縮して、博士（薬学）の学位を取得することができる制度も学則に規定の上、導入します。

以上の修了要件については、入学時のオリエンテーション、学年進行時のガイダンスにおいて学生に周知徹底します。

#### （４）学位授与基準及び論文審査基準

##### １）学位授与方針

本薬学研究科における学位授与方針については、本研究科が掲げる人材養成目的を具現化するために、身に付けるべき能力、資質、姿勢を総合的に勘案し、一人の自立した研究者として社会で活躍できる能力証明として、次の３点を基軸に学位授与方針を定めます。

薬学研究科博士課程において、４年以上在学し、修了に必要な 30 単位以上を修得した上で、所定の博士論文の審査に合格し、

- ①薬剤師として、高度な専門性と技術・指導力を備え、新しい職能開拓・発展に指導的に貢献できる
- ②医療に携わる研究者・薬剤師として、独創的で創造的な臨床研究により医療の発展に貢献できる
- ③薬学研究者として、人類の健康維持・増進のために薬学領域における学術の高度化に貢献できる

能力を身につけた学生に対して、博士（薬学）の学位を授与します。

##### ２）論文審査基準

本研究科の博士課程を修了し、下記の論文審査基準に合格した者に、博士（薬学）の学位を授与します。

- １．学位論文の評価の視点は、新規性に富み、専門分野において一定の学術レベルを有する価値ある内容であるとし、学位論文そのものの内容ならびに学位論文の基礎となった既発表論文により、新規性とレベルを判定する。
- ２．研究能力の評価の視点は、以下の２点とする。
  - １）審査委員会のある学術誌に掲載されたか、もしくは掲載を受理された報文 1 報以上をもって作成したものであること。
  - ２）発表論文については **First Author** となっていることが望ましい。
- ３．高度かつ広範囲の専門知識の視点として、学位論文審査発表会時の質疑応答により判定する。

学位の授与を申請するものは、所定の学位授与申請書に学位論文及びその他必要書類を添えて、研究科長を経て、学長に提出します。研究科委員会は、論文内容に関連する研究指導教員のうちから、3 名以上の審査委員（内 1 名は主査）を選出し、審査委員会を設けます。公開の論文発表会において、学位論文の内容、プレゼンテーション能力等の審査を行うとともに、審査委員会において、学位論文に関連する科目についても口頭または筆答による試験・試問を行います。公開

の論文発表会は口頭発表 1 時間とし、そのうち約 30 分間を説明に、約 30 分間を質疑応答にあてるものとします。

これら論文審査基準については、研究科便覧に掲載するとともに、入学時のオリエンテーション、進級時のガイダンスにおいて学生に周知し、教員・学生の間で理解共有を図ることとします。

## (5) 研究の倫理審査体制

本学部の教員または研究に従事する者が実施する人を対象とする研究、または人から収集された試料等を用いる研究について、科学的合理性及び倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために倫理審査委員会を設置しています。

審査の対象としては、①医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令にて規定される臨床試験及び製造販売後臨床試験、②疫学研究に関する倫理指針にて規定される疫学研究、③臨床研究に関する倫理指針にて規定される臨床研究、また、本学部内で実施されるものに限らず、関連の医療機関、薬局においてデータ収集されるもの、一般市民・住民を対象とした調査等も含まれます。

委員会は、学部長の諮問に基づき、上記に規定する研究を対象として、研究計画、研究経過及び研究計画変更等の科学的合理性及び倫理的妥当性の両面から、次に掲げる点

- ①研究の対象となる個人に理解を求め了解を得る方法
- ②研究の対象となる個人の人権の保護及び安全の確保
- ③研究によって生ずるリスクと科学的な成果の総合判断

に留意して審査を行います。

委員会の構成は、委員は 10 名以内とし、①保健・医療・臨床薬学分野及び自然科学面の研究者、②人文・社会科学及び倫理・法律分野の有識者、③本学部に所属するもの、④名城大学に利害関係を有しない立場にある者で委員会を構成し、倫理審査体制を確立しています。

## 7. 施設・設備の整備計画

大学院の教育研究環境については、大学院学生が通常使用する講義室（演習室）、学生研究室、学生実験室を中心に、その整備充実を図っております。

本研究科では、具体的に以下のように、現有の施設・設備を中心として、その環境整備を行っております。

### (1) 講義室・研究室等

本研究科においては、主として講義科目である“特論”の授業を行うため、大学院演習室として、新1号館608演習室（47㎡・24名収容）を専用施設として使用します。**【資料 1 3】**

このほか、八事キャンパスに配置する全ての施設・設備については、薬学部との共用施設として使用することになっております。

また、各指導教員の下には、学生研究室（42㎡）及び実験室（107㎡）と小実験室（26㎡）が用意されています。これらの施設も、薬学部学生と共用となりますが、博士課程学生が配属される研究室については、その一部を占有環境として使用します。**【資料 1 4】**

## (2) 実験施設・設備等

実験室・研究室等の施設及び設置されている機器・器具・装置等については、大学から予算化される教育研究経費等の予算からの購入備品等のほか、文部科学省「学術フロンティア推進事業」（平成 19 年度から平成 23 年度まで）による私立学校施設設備補助金、大学院を対象とした「高度化推進特別経費」特別補助の交付によって、既に教育・研究に必要な最新の機器・器具・装置は整備されており、本薬学研究科薬学専攻博士課程の教育研究に供することとなっています。

これ以外にも、薬学研究科が使用できる附属施設等が整備されており、その概要は以下のとおりです。

### 1) 分析センター

現在の分析センターは、化学・生物学・物理学を基礎とした、薬学の諸問題における最新レベルでの研究を支援することが可能な施設整備が行われています。設立当時から薬学部設置され、学内はもとより他大学にも利用できる施設として高く評価されています。

本センターは設置後 40 年余が経過していますが、この間、常に分析機器の進歩に併せて整備・充実に努め、平成 10 年度からは文部科学省の支援プロジェクトであるハイテクリサーチセンターが併設、平成 12 年度には学術フロンティア推進事業にも採択され、これらの機器には現在の分析センターを支えているものも多くあります。新規導入機器の選定、保守管理・運営等は、薬学部における分析センター委員会によって行われており、薬学部の専任教員 1 名を配置しています。

### 2) 実験動物施設

医薬研究における動物実験は、バイオサイエンス研究の急速な発展と共に、薬学・医学分野にける生物系研究領域において不可欠な施設となっています。本薬学部・薬学研究科においては、昭和 61 年に旧来の動物実験施設を取り壊した後、再度、動物実験センターを建設し、平成 12 年度には、文部科学省学術フロンティア推進事業の支援の下に、プロテオーム解析研究を目的とした機能を付加し、より利用性の向上を図ってきました。

本施設は、高度に制御された実験環境の下で、遺伝子・微生物学的にも問題のない動物の飼育・実験を行うことが可能な前臨床試験における動物実験規範に適合する施設であり、薬学部実験動物センター委員会によって管理運営され、その下に契約技術職員 1 名を配置しています。

### 3) RI (ラジオアイソトープ) 実験施設

薬学研究において、必要不可欠な放射性同位元素（ラジオアイソトープ）及びその標識化合物は、昭和 30 年代から化学系、生物系分野を問わず広く利用されてきました。

本学においては、昭和 43 年に実験室を設置し、研究・教育に利用してきましたが、先に述べたとおり、実験動物センターの建設に合わせて、昭和 61 年に新設され、安全な RI 実験施設となりました。本 RI 施設は、化学・生物学的な一般実験室に加え、分子生物学や遺伝子工学にも対応できる組織培養実験室、遺伝子解析や DNA 合成ができる実験室を備えており、その他 RI 貯蔵室、廃棄物保管室、廃棄作業室等から構成されています。また、本施設には専任の教務技師 1 名を配置しています。

なお、平成 12 年度には、文部科学省による学術フロンティア推進事業により、先述の実験動物施設と RI 実験施設を統合し、生命薬学リサーチセンターとして整備しました。このセンターは、主に大学院学生及び教員の研究に利用されています。



#### 4) 医薬情報センター

医薬情報センターは、昭和 54 年に発足した医薬研究施設であり、医薬情報管理を行うことによって、医薬品の有効性・安全性を確保し、医薬学の振興に寄与すると共に医療に貢献するため、学内外に対し医薬情報管理活動を行うと共に、医薬品の副作用に関する独自の研究を行い、薬学部・薬学研究科の学生等に対して、医薬情報管理の教育を行っています。

その活動実績の概要としては、①副作用と中毒に関する症例報告の独自のデータベース (CARPIS : Case reports of Adverse Reaction and Poisoning Information Services) の作成・研究、②患者の自覚症状 (訴え) 及び患者背景の評価点を用いた医薬品副作用の推測、③薬物の物理化学的情報、個人が持つ薬物動態パラメータや薬物代謝能等の科学データに基づく adverse reaction 発生を未然に回避できる支援システムの構築、など、教育研究の成果を Web 上で公開し、本薬学部・薬学研究科学生だけではなく、厚生労働省の薬剤師生涯教育推進事業における薬剤師実習研修の研修指定施設としても活用され、実習研修を引き受けています。また、個々の病院、薬剤師会等からの実習研修・見学及び勉強会の依頼にも応じ、きめ細やかな教育研究活動を実践しています。

#### 5) 薬草園

薬学部・薬学研究科の薬草園については、昭和 51 年 3 月に名城大学鷹来キャンパス (愛知県春日井市鷹来町) の一角に 3,487 m<sup>2</sup>の薬用植物標本園を設置し、約 300 種類の薬木、有用・薬用植物、有毒植物、香料植物など (野生植物を含む) や、絶滅のおそれの高い植物を栽培するとともに、栽培品種の保存栽培もしております。これらは薬学教育研究で必修である生薬学・薬用植物学実習に供するとともに、系統維持標本園として展示活用し、薬学教育研究施設として機能しております。また、八事キャンパスのグリーン地帯及びプランターを活用して、薬木や薬草を栽培し、教育研究用に供しています。

### (3) 附属図書館薬学部分館の使用状況

大学における図書館の果たす役割は非常に大きく、学生の利用状況は、その大学のレベルの指標となると言われてきました。薬学研究科が設置される八事キャンパスの 1 号館地下 1 階には、面積 856 m<sup>2</sup>、開架閲覧席・雑誌コーナー・AV コーナー・新聞コーナーなど 173 席、教育研究に必要な薬学・医学の専門図書、学術雑誌及び教養図書など、蔵書数約 6 万 7 千冊 (和書 2 万 7 千冊、洋書 4 万冊) を配備する附属図書館薬学部分館が整備されています。附属図書館薬学部分館の運営環境については、年間開館日数は 277 日、開館時間は、平日は午前 9 時から午後 8 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時 30 分までと利便性を高めた運営を行っており、延べ年間 4 万名の学生が利用しています。利用環境における特色的な事項としては、学術雑誌は、電子ジャーナルとして学内のコンピュータによる学術文献データ検索が可能となっており、タイムリーな利用環境を重視した教育研究環境となっています。

また、メインキャンパスとなる天白キャンパスの附属図書館 (本館) については、地下 2 階、地上 5 階建、建築延床面積約 10,825 m<sup>2</sup>、蔵書数は約 89 万 2 千冊、また、雑誌の種類は約 1 万 9,100 種を数え、あらゆる分野の教養図書及び専門図書を所蔵しており、薬学研究科、薬学部の学生も自然科学系図書、学術雑誌が利用できる環境を整えています。

## 8. 既設の学部との関係

本学の6年制薬学部では、「薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもち、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材の養成」を目的としています。具体的には、薬学教育モデル・コアカリキュラムを基本とし、本学独自の教育科目を加えたカリキュラム編成を行っています。

大学院での教育課程に直接つながる薬学専門教育は1年次後期から3年次にかけて配置しています。1年次から2年次にかけては基本的な薬学専門分野として化学系・生物系・物理系に分類して科目を配置しています。3年次は、①「健康と環境」、②「薬と社会」、③「薬と疾患」、④「医薬品をつくる」という薬学教育の4つの大きなテーマに沿ってより専門的かつ発展的な科目を配置しています。4年次では、臨床系科目「薬物治療学」として、薬学専門科目の統合を図り、5年次の実務実習における臨床教育の基盤を作るとともに、実務実習では臨床現場から見た薬学専門科目の重要性を再認識させます。6年次では配属先研究室の専門分野について卒業研究課題を通して、科学的な思考及び薬学研究の進め方についての基礎を学びます。

今回設置する本薬学研究科では5つの専修分野を設定しており、これらの専修分野は学士課程の教育課程における薬学教育の4つの大きなテーマが基礎となっています。すなわち、①環境衛生科学分野は「健康と環境」を、②医療情報科学分野は「薬と社会」を、③病態解析科学分野と④薬物治療科学分野は「薬と疾患」を、⑤薬物動態科学分野は「医薬品をつくる」を発展させたものに相当します。

本薬学研究科薬学専攻博士課程では、各研究分野に関して十分な研究教育業績と専門性を有する教員により各専修分野が編成されており、薬学部と本薬学研究科の両者に所属するので、それぞれの人材養成目的の関連性・発展性を十分理解した上で、6年制薬学部教育から大学院教育までを効果的にステップアップさせる体制を整えています。

## 9. 入学者選抜の概要

### (1) 入学者選抜方法及び選抜体制

#### 1) アドミッションポリシー

本薬学研究科博士課程は、人材養成目的、学位授与方針及び教育課程編成方針に沿った教育・研究を行うことにより、臨床薬学の発展に貢献できる人材の養成を目指しています。入学者は本研究科の人材養成目的等々をよく理解し、自ら勉学・研究に真摯に取り組む学生であることが求められています。

このことから、本研究科のアドミッションポリシーを以下のように定め、入学者選抜の基本とします。

- ①国民の健康維持・増進に関わる薬学を広い視野から考究できる
- ②未解決の課題に対して独創性、創造性を持って、論理的に行動できる
- ③科学的観点に立った問題発見能力、解決能力を磨くことができる
- ④医療人としての倫理観、人間性を持ち、特定の分野において専門性を磨くことができる
- ⑤薬剤師として幅広い知識と臨床技能を有し、新しい職能の開拓・発展に貢献できる

以上、5つの能力を有していることが望まれる。

## 2) 募集人数・募集区分

本薬学研究科博士課程の募集人員は、入学定員のとおり4名とします。また、募集区分については、推薦入学試験、一般入学試験、外国人留学生入学試験及び社会人入学試験の4種類とします。なお、それぞれの試験制度の募集人員については、アドミッションポリシーに沿った多様な人材を受け入れ、本薬学研究科博士課程の人材養成目的を達成するため、特に設定せず、総枠を4名として募集します。

## 3) 出願資格

出願資格については、基本事項は以下のとおりとし、推薦入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験については、多様な人材の受け入れを旨として、それぞれのバックグラウンドに合わせた出願要件を設定し、入学試験を行うこととします。

### 【基本軸とする出願資格】

- ①大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- ②外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- ③修士の課程を修了した者、又は文部科学大臣の指定した者
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑦大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程）を4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって習得したと認められた者
- ⑧24歳に達した者で、本薬学研究科において、個別の入学資格審査により、大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

#### 4) 個別入学試験の基本的な方針

##### ①推薦入学試験

本学薬学部に在学する6年次学生で、5年次までの成績が原則として学年の上位3分の1以内の席次で、高い研究意欲を持ち、指導教員の推薦が得られる学生を対象として、推薦入学試験を実施します。又、他大学6年制薬学部に在学している6年次学生で、優れた研究成果を上げ、所属する大学の指導教員または学部長の推薦が得られる者についても、推薦入学試験を実施します。

選抜方法としては、アドミッションポリシーにかない、本研究科にて教育を受けるにふさわしい適性と能力を確認するため、これまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験を実施して評価します。

##### ②一般入学試験

上記の出願資格①～⑧のいずれかの条件を満たしている者を対象として実施します。

選抜方法としては、アドミッションポリシーにかない、本研究科にて教育を受けるにふさわしい適性と能力を確認するため、専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験及び外国語(英語)試験を実施して評価します。

##### ③外国人留学生入学試験

上記①～⑧のいずれかの条件を満たし、さらに出入国管理法及び難民認定法において、本学入学に支障のない在留資格(留学)を有する者、又は得られる者で、日本語に習熟し、受講ならびに日常生活に困難のないことを条件とし、本研究科の出願資格確認を受けた者を対象に実施します。

選考方法としては、アドミッションポリシーにかない、本研究科にて教育を受けるにふさわしい適性と能力を確認するため、専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を中心とした口述試験及び日本語、外国語(英語)試験を実施して評価します。

##### ④社会人入学試験

上記①～⑧のいずれかの条件を満たし、さらに下記のいずれかの条件を満たした者を対象に実施します。

- (イ) 6年制大学を卒業又は大学院修士課程を修了して1年以上の実務経験を経た者で、本研究科の出願資格確認を受けた者
- (ロ) 4年制大学の薬学部を卒業して3年以上の実務経験を経た者で、本研究科の出願資格確認を受けた者
- (ハ) 本研究科が特に認めた者で、出願資格確認を受けた者

選考方法としては、アドミッションポリシーにかない、本研究科にて教育を受けるにふさわしい適性と能力を確認するため、専門科目試験に係わるこれまでの研究成果、博士課程における研究・学習計画を含む研究事項、職務及び社会活動等を中心とした口述試験及び外国語(英語)試験を実施して評価します。

## 5) 入学者選抜体制

本研究科における入学者選抜体制としては、全学的な組織として位置付ける「入学センター」と連携しながら、専任教員で組織する「研究科委員会」で出題、試験の実施、採点、合否判定に加え、入学者選抜方法・体制に係わる検証等も併せ行うこととします。また、入学試験結果に関する情報については、受験者本人から成績開示請求のあった場合は、成績を開示する学内ルールが制定され、適宜対応しています。その他、入学試験実施に関する諸情報については、本学の個人情報保護のガイドラインに沿って本学ホームページ等の媒体を活用して公表します。

## 10. 管理運営

本薬学研究科博士課程の管理・運営に関して、研究科の重要事項を審議するために、研究科長を議長とする本薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）を設置します。研究科委員会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授をもって組織し、研究科委員会の研究科長が招集して、その議長となり、原則2か月に1回の定例研究科委員会を開催します。また、研究科長が必要に応じて臨時研究科委員会を開催する場合があります。構成員の3分の2以上の出席を成立要件とし、出席者の過半数をもって議事を決めます。研究科委員会の事務は、薬学部教務係の大学院担当が行います。

研究科委員会の審議事項は、次のとおりです。【資料15】

1. 研究及び教育に関する事項
2. 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
3. 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
4. 学位に関する事項
5. 教員組織に関する事項
6. 学則の変更に関する事項
7. その他研究科に関する重要事項

本研究科委員会の下に、教員資格審査委員会、学位審査委員会等のほか、学部・研究科の運営を円滑にするための薬学協議会、学部評価委員会、学部倫理審査委員会、等々の委員会も設置しており、それぞれの委員会の役割に基づき、迅速な意思決定を旨とした管理運営体制を整備しています。

また、全学組織の委員会として、学務センター委員会、入学センター委員会、FD委員会、学術研究審議委員会、情報センター委員会等々の委員会がありますが、これらの委員会と研究科運営の有機的連携を図りながら、本研究科の管理運営を進めます。

## 11. 自己点検・評価

### (1) 自己点検・評価に係る委員会等の設置及び取組みについて

本学における自己点検・評価については、平成4年7月、学長から、名城大学自己点検・評価委員会規程（案）の制定について提案があり、同年11月に規程を制定しました。

その後、6 期にわたり自己点検・評価委員会を組織し、恒常的な自己点検・評価を実施してきました。【資料 1 6】

## (2) 自己点検・評価の結果の本学等の職員以外の者による検証について

平成 11 年 9 月、大学等の設置基準の一部改正により、第三者評価が努力義務化されたことに伴い、本学では、直ちに大学院及び大学の学則を改正し、「点検及び評価について、本学等の職員以外の者による検証を行う」と規定し、第三者評価を義務化しました。(平成 12 年 4 月 1 日施行)

この流れを受けて、平成 12 年度に財団法人大学基準協会による検証を申請し、その結果、大学基準に適合しているとの判定を受けました。評価の結果、複数の助言・勧告等をいただきましたが、これら諸課題の改善に真摯に向き合い、適宜、改善に向けた取り組みを実践してきました。その一区切りとして、平成 16 年度に大学基準協会に評価結果に対応する「改善報告書」を提出し、その取り組みについて評価をいただきました。この取り組みを契機に持続的な自己点検・評価を推進しています。

## (3) 新たな自己点検・評価システムの導入

### ○大学評価委員会及び学部等評価委員会の設置

平成 15 年度の学校教育法の一部改正により、全ての大学に対して認証評価機関による機関別評価が義務付けられたことを踏まえ、全学的視点に立ち、平成 15 年 10 月から約 1 年半の時間を掛けて自己点検・評価体制の再構築に向けた検討を進めてきました。その検討結果に基づき、「教育研究の質保証」を目指す諸施策を取り纏め、教育研究の「質保証」を追究し、教育研究の点検・評価活動を日常化させ、その結果を広く社会に公表することを目的に掲げ、新たに「大学評価に関する規程（平成 17 年 5 月 26 日施行）」を制定し、実効性の高い評価システムの基盤整備を行いました。

点検・評価活動を推進するためのシステムについては、常設委員会として、①学部等における組織及び教員の教育研究等の活動状況の点検・評価の役割を担う「学部等評価委員会」、②学部等評価委員会で実施した評価結果の検証、評価の企画・立案、実施に係る方針の策定、全学的な点検・評価の役割を担う「大学評価委員会」を設置しています。なお、評価実施に関する概念図は【資料 1 7】のとおりです。

### 【学部等評価委員会の構成】

- (1) 学部長又は研究科長、センター長等（委員長は組織の長が担う。）
- (2) 学部等から選出の委員若干名
- (3) その他、学部長等が必要と認めた者

### 【大学評価委員会の構成】

- (1) 学長、(2) 副学長、(3) 各学部長及び各研究科長、(4) センター長等、
- (5) 経営本部長、(6) その他、学長が必要と認めた者（委員長は学長が担う）

## ○認証評価申請に向けた準備行動の展開

大学基準協会の主要点検・評価項目をベースに、【資料18】の点検・評価項目に沿って、平成17年11月から「試行評価」に着手し、平成18年5月末日にその成果を大学評価報告書として取り纏め、試行評価の成果及び点検・評価活動から得られた諸課題を確認しました。

この成果を活かして「社会から評価される大学づくり」を推進するための基盤の再整備を行い、「動きの見える大学」として情報発信を旨に、平成20年度の認証評価申請に向けた体制整備を行いました。具体的な方法としては、教育研究の担い手である教育職員、そして教育研究の基盤を支援する事務職員の協働が現在の大学改革には不可欠であると判断し、平成19年4月、大学評価委員会の下に副学長をチームリーダーとする「大学評価プロジェクトチーム」を設置し、全学的な点検・評価を実施しました。

## ○認証評価の受審と評価結果を受けた具体的改善行動の取り組み

以上の取り組みを経て、平成19年度に自己点検・評価報告書を取り纏め、平成20年度に財団法人大学基準協会による「大学評価（認証評価）」を受審し、平成21年3月12日付けにて、当該協会の「大学基準に適合している」との認定を受けました。

その中で、特に高い評価を受けたのは、①各学部とも実学重視の科目を配置し、学部の教育目標を実現する実学重視のカリキュラムを設けている、②すべてのキャンパスにおいて環境マネジメントシステムを導入し、ISO14001を取得して環境問題に取り組んでいる、③わかりやすい財務情報の開示など、大学の諸活動に対する理解促進のための積極的な情報公開・説明責任の姿勢が表れている、などの全学的な事項に加え、④21世紀を見据えた先駆的な研究と共に、歴史と伝統に根ざした教育研究への取り組みなど、各学部・各研究科の特色を活かした数多くの教育研究活動の着実な進展が見られる、とされた諸点であり、本学の教育力・研究力を広く社会に発信していく基盤ができたものと受け止めています。他方、①初年次教育の充実、②更なる教育の組織的改善への取り組み、③国際交流の積極的推進、④収容定員に対する在籍学生数比率の改善、⑤教員一人当たり学生数の改善、⑥教員組織の年齢構成の適正化、⑦少人数教育に対応した施設設備の充実など、さらに組織力を高めて努力していく項目についても指摘をいただき、今後の明確な課題を確認することができました。

この評価結果については大学全体として真摯に受けとめ、ホームページで広く社会に開示し、また、学内においては、評価結果に対して、改善点の解決に向けた取り組みを進め、大学評価委員会で改善進捗状況を精査しながら、持続的な自己点検・評価活動を推進してきました。改善進捗状況が道半ばの項目もありましたが、重点的に指摘された項目について一定の改善成果が見られたことを確認した上で、平成22年7月末に大学基準協会へ認証評価結果を受けた「提言に対する改善報告書」を提出しました。検討結果としては、諸課題に対しては、検討段階にとどまり、具体的改善に至っていないものが多く、今後の十分な改善活動を望むとの意見が示されましたが、今後、専任教員と学生のバランスに均衡をとった形での教育研究環境の改善（専任教員一人当たり学生数、本学における適正規模の明確化など）を主たるテーマとし、質の高い教育研究基盤の整備に努めていくことを確認しています。

これらの改善情報は、教学における課題として受け止めるだけでなく、教育研究を支える経営側との情報の共有化を図り、次期認証評価（平成27年度受審予定）に向けて、今までで

上に具体的改善行動に迅速に対応していくことも併せて確認しています。

#### (4) 研究科としての実施体制

本研究科においても、研究科長を委員長とする「学部等評価委員会」を設置し、組織的に対応することに加えて、薬学研究科長の下での教学マネジメント体制を構築し、運営していくこととします。具体的には、自己点検・評価を行う際に外部委員の参画を要請し、客観性の高い評価・改善行動の実質化を旨に、本研究科が収容定員 16 名と小規模である点を活かし、教員の目線だけではなく、学生と教員との対話型の点検・評価、更には、大学を取り巻く社会と薬学研究科との間の点検・評価にも注力し、修了者の満足度や修了後の活動状況などを総合的に調査し、教育の改善に結び付けて行きます。

こうした自己点検・評価の取り組みに関して、本研究科独自にて外部の委員による評価を完成年度の翌年度に受ける予定としています。

## 1 2. 情報の公表

### (1) 実施方法・情報提供項目

平成 22 年 6 月 15 日付けで学校教育法施行規則の一部が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化されました。本学ではこの動きに先んじて、さまざまな情報公表の環境整備を行ってきましたが、本学の教育研究の強み、また、それを支える経営環境の情報も含めて、公表・発信を行うこととしました。この指針の策定においては、教学マネジメントと経営マネジメントの視点から設計を行い、可能な限り、平易かつ一元的な情報として整理し、体系的な情報公表を旨として Web サイト (<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/index.html>) において公表することとしました。

公表している内容は【資料 19】のとおりであり、数的・量的な基本情報（データ）の環境と教育研究に係わる質的情報、更には、従前から公表していた財務諸表、本学の戦略プランの情報というように、大学の営みが網羅できるように設計されているところに特色があります。

まだ、公表を開始して間もないこともあり、改善の必要性を感じている項目も多数あります。具体的には、教員データベースの構築が急務であると考えており、本学の教育研究基盤を支える専任教員の様々な取り組みも広く網羅できるように設計を進めている段階です。

また、学生数、教員数というような量的な統計情報に関しては、データベース化の環境づくりも進めており、今後、学内での情報共有環境を推進していく計画も進めています。

本学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たし、その教育の質を向上させるためのツールとして、これからも質的・量的な充実を図っていくことを全学的に確認しています。

公表にあたっては、大学が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たす観点から、①本学の教育研究の現状に関する統計情報をわかりやすく公開する、②本学における強み・特色ある教育研究を公開し、学生が成長するプロセスを発信する、③本学の教育の質を支える財務情報、年度ごとの事業計画やその履行状況を発信する、の 3 点を公表ポリシーとして確認し、具体的な方法は、Web 環境を活用した情報発信をメインとし、学部・学科、研究科・専攻の分野を問



わず、統一性を持った内容として取り纏めています。

なお、個別公表項目の概要については以下のとおりです。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/edu/index.html>

【公表内容】

学部・学科、研究科・専攻の人材養成目的その他教育研究上の目的、学部・研究科の学位授与方針、学部・研究科の教育課程編成方針、学部・研究科の入学者受け入れ方針

2) 教育研究上の基本組織に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/info/index.html>

【公表内容】

理念・立学の精神、組織機構図

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/teacher/index.html>

【公表内容】

教員数、職位構成、年齢構成

各教員の氏名、職位、所属、最終学歴、学位・称号等、専門分野、教育研究への取り組み・抱負、担当授業科目（学部・大学院）、研究業績（名称、単著・共著の区分、発行（発表）年月、発行または発表雑誌または発表学会の名称、該当ページ）、学外活動等

4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

HP アドレス

- ・入学者受け入れ方針：

<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/edu/index.html>

（各学部・研究科の情報については一階層下に掲載）

- ・入学者数、収容定員及び在学学生数、卒業又は修了者数（男女別）：

<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/info/index.html>

（各学部・研究科の情報については一階層下に掲載）

【公表内容】

学部・学科、研究科・専攻単位、男女別

- ・進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/career/index.html>

（各学部・研究科の情報については一階層下に掲載）

【公表内容】

学部・研究科単位、就職率、卒業者の進路、就職先区分、業種別就職状況、地区別就職状況

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/syllabus/>

【公表内容】

科目名、担当者氏名、全開講対象学科、年次、クラス、講義学期、単位数、必修・選択区分、学期・曜日・時限、部門、準備学習、履修上の留意、授業の概要と目的、サブタイトル、到達

目標、授業計画、テキスト、参考文献、授業方法の形式、成績評価方法及び評価基準、受講生へのメッセージ

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/edu/index.html>

【公表内容】

修業年限、卒業に必要な修得単位数、取得可能な学位、学習成果にかかわる評価、履修系統図（学科別）

7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/info/soshiki/campus.html>

【公表内容】

キャンパス単位の施設・設備の概要、交通アクセスの状況

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/campus/gakuhi/index.html>

【公表内容】

入学年度別学費（学年、納入時期、入学金、授業料、実験実習費、施設費／学部・研究科単位）

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/campus/index.html>

【公表内容】

学生生活に関わる組織、メンタルヘルスサポート組織、就職・資格取得支援組織、国際交流支援組織

10) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

\* 設置認可申請書等については、適宜、公表対応。

HP アドレス

・学則：<http://www.meijo-u.ac.jp/guide/gakusoku.html>

【公表内容】

大学学則、大学院学則、学位規程

・自己点検・評価報告書、認証評価の結果等：<http://www.meijo-u.ac.jp/hyouka/index.html>

【公表内容】

自己点検・評価報告書、基礎データ、認証評価結果資料

事業計画書、事業報告書、計算書類、基本戦略：

・<http://www.meijo-u.ac.jp/johokokai/management/index.html>

【公表内容】

事業計画書、事業報告書、財務報告、学校法人名城大学の基本戦略

### 13. 教員の資質の維持向上の方策

#### (1) FD 活動の推進

##### 1) 本学におけるこれまでの FD 活動に対する取り組み

本学では、平成 13 年 7 月から、教育内容等の改善のための組織的な研修などを行う委員会組織として、「FD 委員会」を設置し、全学的な視点から FD (Faculty Development) 活動を展開しています。活動の根拠は、FD 委員会要項 (平成 13 年 7 月 21 日施行) に定め、自主・自立の探求精神に基づき、FD 活動を通し、学生及び教職員のモチベーションを最大化する「名城教育力」を持続的に創出することを旨として活動を推進しています。その具体的な活動内容については以下のとおりです。

##### ① 学生による授業満足度アンケート、教員による授業満足度アンケート

平成 12 年度末から平成 16 年度までの間、「学生による授業評価アンケート」を 6 回実施しました。本学における「学生の授業評価アンケート」では、前回のアンケート結果と比較することにより、経年的な努力を可視化及び数値化してフィードバックするという、恒常的な教育改善を目指した取り組みとして取り組み始めました。手法としては、民間企業で顧客満足度を測定する際に用いる「CS 分析」を活用したものであります。具体的な方法としては、学生の満足感を数値化した「総合満足指標」を算出し、その結果を各教員にフィードバックして、教育手法の改善とともに、学生の付加価値を高めるための教育研究のあり方を真摯に考えながら進めてきました。

この成果を踏まえて、平成 17 年度には、これまでの「学生による授業評価アンケート」を一時中止し、新たに「学生による授業満足度アンケート」を実施しました。この取り組みは、学生と教職員でアンケート項目を作成し、「学生による授業評価アンケート」で得られたノウハウを活かして、授業方法の改善を旨に実施・展開を進めることを狙いとしたものであります。この成果を踏まえて、平成 18 年度からは、教員・学生の相互の視点から、立体的な授業満足度の測定を行うため、教員の視点による「教員による授業評価アンケート」も実施しました。そして、平成 19 年度からは、アンケートの設問を学生・教員とも同じ設問で設定し、「学生による授業満足度アンケート」と「教員による授業満足度アンケート」の分析結果との比較も行い、現在も持続的に実施しています。なお、平成 21 年度の実施率は、92.2%、平成 22 年度の実施率は、91.8%でした。その成果については刊行物として取りまとめ、ホームページ等を通じて、学内外に公表しています。

学生に対しては、教員の授業改善の取り組み状況、自学自習を促すことを旨とした学習の心構えなどの情報を平易に纏め、学生と教員を繋ぐ“FD ニュース”を年 1 回刊行し、授業内容・方法の改善は大学の使命と位置づけて、恒常的に取り組んでいます。

##### ② 授業での悩みを共有し、改善のヒントを得る環境づくり

本学では、FD 活動の創成期において、教員相互で「授業の工夫」を共有し、ともに学びながら、教授技能を磨いていくことを目的として、同僚による授業参観 (ピア・レビュー) を実施し、授業参観後に、授業担当者を囲んでフリートーキングによる授業検討会を実施し、授業改善のためのアイデア等を教員間で共有する機会を持ち、大学全体で互いに学びあう風土を醸成してきました。しかしながら、学習者の多様化・多層化など、平面的な議論では解決できない諸課題も

増加してきたため、教員研修プログラム設計の第一歩として、日常的な教育に対する悩みや課題を語り合い、教育におけるモチベーションアップを目指す場として、現在は、T&L CAFE

(Teaching & Learning CAFE) として展開しております。平成 20 年度からスタートし、これまで 3 回開催しています。この場では、専門分野の壁を越えて、授業の工夫を共有することを主眼として取り組み、教育研究の活性化を図るためのコミュニティとして、機能し始めています。このような取り組みは持続性が求められるものであり、コミュニティづくりの更なる工夫が必要と考えていますが、全学的な知の共有が各教員個人を通じ、学部・研究科へフィードバックされるような仕組みづくりを進めていきたいと考えております。また、教員だけではなく、教育研究の営みを日常的に支える事務職員についても、積極的に参画するよう、研修の一環として取り組んでいくことも検討しています。

### ③ FD フォーラム（講演会）の実施

本学においては、以上のような FD 活動を基盤としつつ、内向きの教育改善とならないように外部識者を招聘し、第三者の視点も踏まえながら、本学の教育研究のあり方の実証的研究を目的として、これまで 12 回にわたり、FD フォーラム（講演会）を実施してきました。具体的な取り組みとしては、外部識者を招聘した基調講演、ワークショップによる討議形式による実施のほか、②で示した授業評価アンケート結果で高い評価を得た教員による事例報告会など、単にその場の満足感に浸ることなく、緊張感を持って、教育研究を担う者としての責務を認識した上で効果的に実施しています。

平成 22 年度は、「学生の学習意欲を高める授業とは～学生の主体的な学びについて考える～」をテーマとし、基調講演、名城大学の授業を語る（事例報告、ディスカッション）、教育優秀職員表彰者講演の 3 部構成で実施し、合計 273 名の教職員等が参加しました。

### ④ 大学院 FD の展開

大学院設置基準の一部改正を受けて、平成 21 年度から全学的な取り組みとして、大学院における FD 活動に着手いたしました。着手する前提的活動として、他大学の大学院 FD の取り組みを分析するとともに、学内における工夫された研究指導方法のあり方に着目し、文系・理系にとられない FD として共通する概念や方策の具体的事例の探索を旨に活動を行いました。具体的には、各研究室に在籍する大学院生が学会等から表彰された事例をモデルとし、指導教員に学生への指導方法や研究環境づくりの工夫をインタビュー形式で聴取し、特徴的な試み等について分析を行い、それを集約し、「大学院教育の底力」と題した刊行物として取り纏めました。刊行物では、専門分野の枠を超えて、大学院教育における院生の研究活動を促すための工夫、指導における共通点として、①学生を研究室の一員として認める、②研究を進めるルールや習慣を身につける、③自分の力で挑戦させる、④外からの刺激を与える、⑤時間や期限を意識させる、⑥成果を学外へ向けて発信する機会をつくるという 6 点が明らかになったことが示されています。

このような地道な取り組みからのスタートですが、各教員の実践している教育研究の取り組みに関する知恵と工夫の共有と応用展開を目指して、引き続き、具体的成果の共有と発展に向けて諸活動を展開しています。

## ⑤ 教育優秀職員表彰制度

本学においては、学校法人名城大学職員規則第 47 条に基づき、(1) 学術上特に有益な研究業績のあった者、(2) 教育実践上特に功績のあった者等に対する表彰制度を設け、教員の教育研究に対するモチベーションを高め、教育の質の向上を目的として、平成 17 年度に「教育優秀職員表彰要項」を制定しました。

平成 17 年度から、同要項に基づき、FD 委員会を母体とする「教育優秀職員選考委員会」において候補者を選考し、全学的な意思形成機関における議論を経て、毎年、教育優秀職員として表彰しております。表彰の対象となった取り組み等の成果については、FD 講演会等を通じて発信し、その教育手法を全学的に普及させ、組織全体の教育の質向上を促す効果に結び付けています。

### 【教育優秀職員表彰者数】

No.	年度	表彰対象数
1	平成 17 年度	4 名+1 グループ (4 名)
2	平成 18 年度	1 グループ (2 名)
3	平成 19 年度	2 名
4	平成 20 年度	2 名
5	平成 21 年度	1 名
6	平成 22 年度	1 グループ (2 名)

## ⑥名城大学教育年報

平成 18 年度からの新たな取り組みとして、FD 活動の成果を教育実績として積み重ね、本学における教育成果を内外に示し、「教育力」の更なる向上を図る礎となるよう、「名城大学教育年報」を刊行しています。この教育年報については、全国の各大学へも送付し、教育に係わる研究の相互交流事業としても展開しています。

以上の FD 活動の取組みについては、刊行物（授業評価アンケート結果報告書、FD ニュース、FD 活動報告書）として、学内に留まることなく Web 環境を通じて広く社会に公表し、また、学生にもその活動状況を理解できるように附属図書館にも配架し、教育研究機関としての責務を履行するために、積極的な情報開示を推進しています。

## (2) 研究科としての取組み

本研究科は、基礎学部である薬学部と一体化して FD 活動に取り組みます。大学院担当教員の資質向上の方策として、研究科 FD ワークショップを年 1 回開催します。ここでは、学生の成長プロセスの可視化を旨に、人材養成目的に沿った研究指導の実践例の工夫と共有を基軸に、取り組むこととし、教員の指導力向上を図ります。

以 上